# ネットde記帳 平成30年度申告対応版について

2019年1月9日

# 目次

- 1.平成30年改正対応(平成31年1月リリース予定)
  - 1-1.所得税申告書
    - (1) 改正内容
    - (2) 様式変更
    - (3) 画面イメージ
    - (4) 帳票イメージ
  - 1-2.電子申告
    - (1)様式変更
    - (2)メッセージボックスセキュリティ強化
    - (3)納付手続き手順の変更

### 2.注意事項

- 1-1.所得税申告書
  - (1)改正内容

平成30年分の所得税の改正に対応します。

#### 【改正内容】

- 1. 配偶者控除および配偶者特別控除の見直し(平成29年度の改正事項で、平成30年分から適用)
  - (1) 配偶者控除
    - ・配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、居住者の合計所得金額に応じて、 次のとおりとされました。

また、合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除の適用はできないこととされました。

居住者の合計所得金額	控除額			
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者		
900万円以下	38万円	48万円		
900万円超 950万円以下	26万円	32万円		
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円		
1,000万円超	控除適用外	控除適用外		

# 1-1.所得税申告書

# (1) 改正内容

### (2) 配偶者特別控除

• 配偶者の合計所得金額および居住者の合計所得金額に応じて、次のとおりとされました。 なお、改正前と同様に合計所得金額が1,000万円超の居住者は、配偶者特別控除の 適用はできないこととされています。

	居住者の合計所得金額				
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円		
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円		
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円		
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		
123万円超	適用対象外	適用対象外	適用対象外		

- 1-1所得税申告書
  - (2) 様式変更

#### 【様式変更】 (平成30年11月16日 e-Tax公開仕様)

#### ① 確定申告書B 第一表

- 「翌年以降送付不要」欄の削除
- 「税金の計算等」の「 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」 (⑩) の控除額の下2桁を「OO」に変更
- 様式番号、使用対象年分の変更

#### ② 確定申告書B 第二表

- 「住民税に関する事項」に「同一生計配偶者」欄を追加
- 「住民税に関する事項」に「同一生計配偶者」欄が追加されたことに伴い、 「住民税に関する事項」欄の各項目の出力位置等の変更
- 様式番号、使用対象年分の変更

#### ③ 医療費控除の明細書

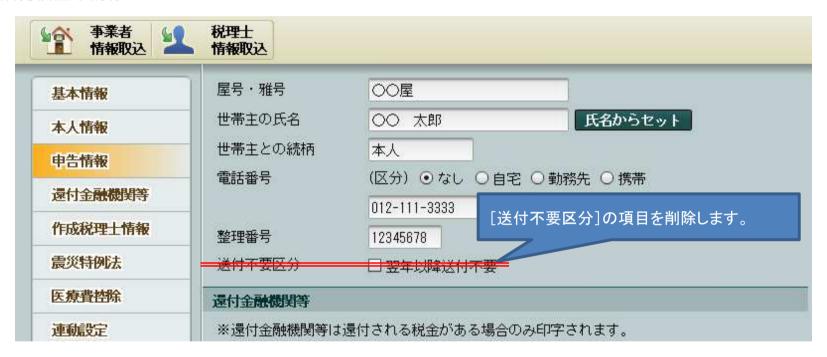
- 「住所」の項目追加
- ・「補填される金額」を「補てんされる金額」に文言変更(1頁目:3箇所、次葉:2箇所)

### ④ セルフメディケーション税制の明細書

- 「住所」の項目追加
- ・「補填される金額」を「補てんされる金額」に文言変更(1頁目:2箇所、次葉:1箇所)

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

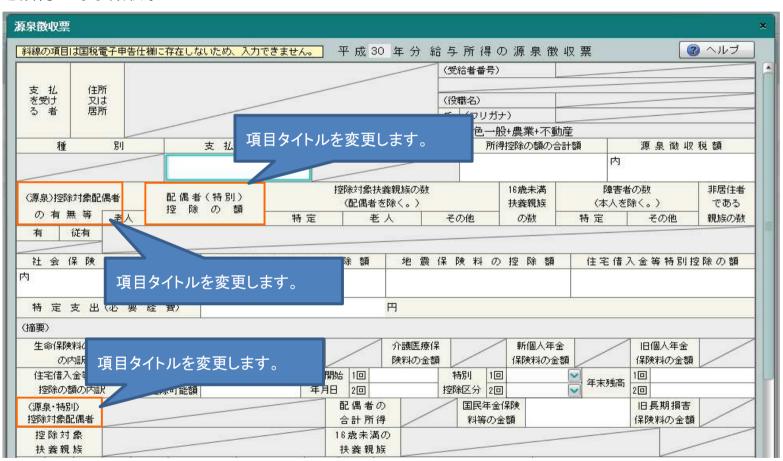
#### 所得税基本情報



• [申告情報] タブの [送付不要区分] の項目を画面から削除します。

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

#### 給与所得の源泉徴収票



- H30年分の源泉徴収票の様式にあわせ、項目タイトルを変更します。
  - 「控除対象配偶者の有無等」→「(源泉)控除対象配偶者の有無等]
  - 「配偶者特別控除の額〕
- → 「配偶者 (特別) 控除の額]
- [控除対象配偶者]
- → [(源泉・特別)控除対象配偶者]

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

#### 公的年金等の源泉徴収票



• H3O年分の源泉徴収票の様式にあわせ、項目タイトルを変更します。

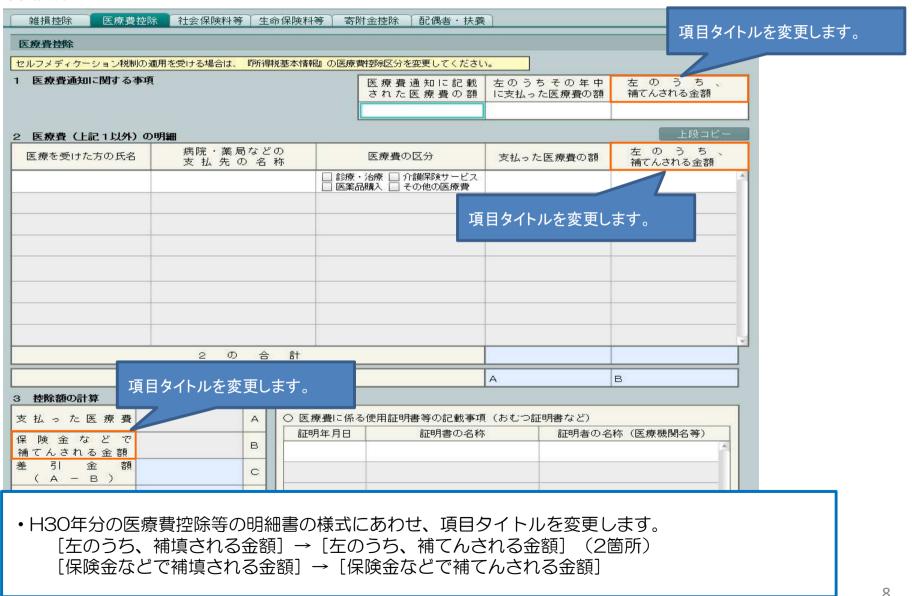
[控除対象配偶者の有無等] → [源泉控除対象配偶者の有無等]

[控除対象配偶者]

→ [源泉控除対象配偶者]

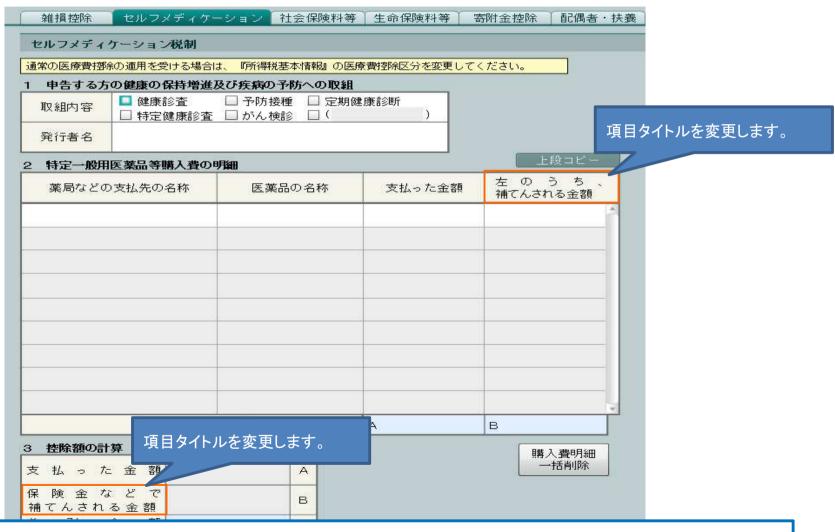
- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

#### 医療費控除



- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

セルフメディケーション



・H3O年分のセルフメディケーション税制の明細書の様式にあわせ、項目タイトルを変更します。 [左のうち、補填される金額] → [左のうち、補てんされる金額] 「保険金などで補填される金額] → 「保険金などで補てんされる金額]

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

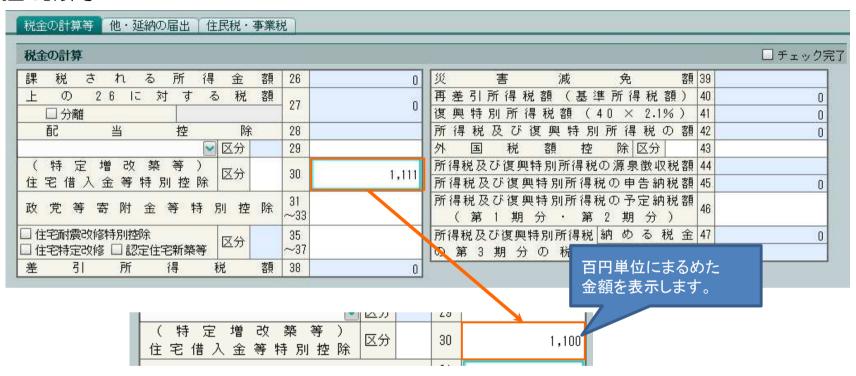
#### 配偶者•扶養



- ・「配偶者(特別)控除」欄に[別居の場合の住所]を追加します。
- [別居の場合の住所] にフォーカスが遷移したとき、以下のガイダンスを表示します。 "同一生計配偶者に該当し、申告者と配偶者の住所が異なる場合は、配偶者の住所を入力します。"

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

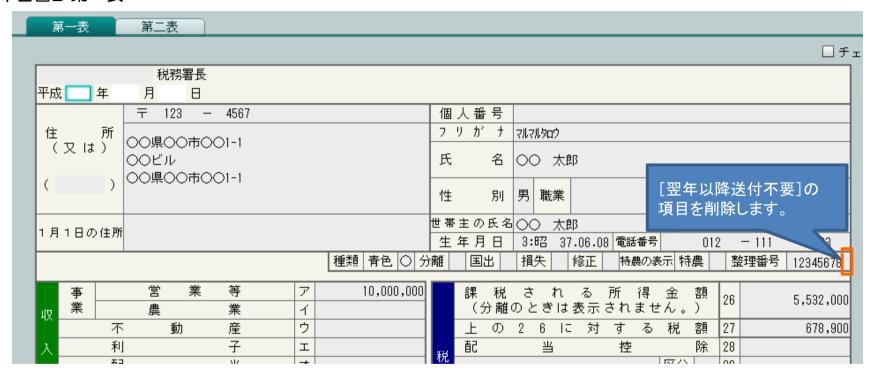
#### 税金の計算等



- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除]の控除額を入力した際に、百円未満を切り捨てた金額で表示します。
- 百円未満の金額(例:99)を入力した場合は、Oが表示されます。

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

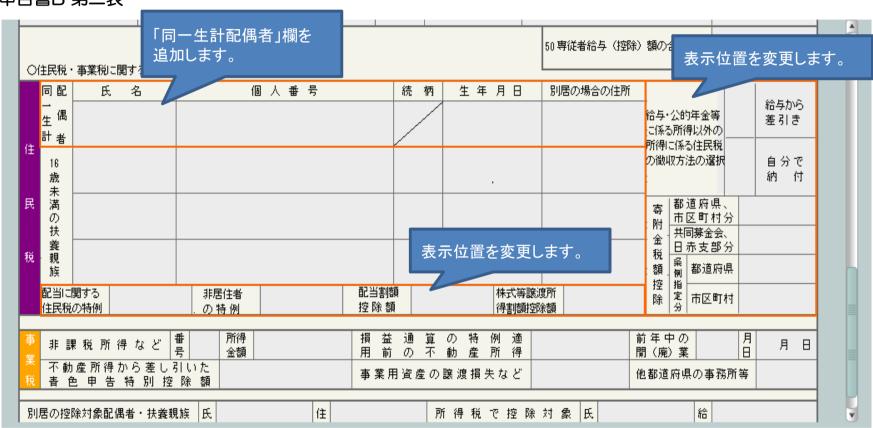
#### 申告書B 第一表



・H30年分の申告書の様式にあわせ、[翌年以降送付不要]の項目を画面から削除します。

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

#### 申告書B 第二表



- ・H30年分の申告書の様式にあわせ、「同一生計配偶者」欄を追加します。 また、これに伴い、「住民税」欄の各項目の表示位置を変更します。
- ・配偶者が同一生計配偶者に該当し、居住者の合計所得金額が1000万円超の場合に [配偶者・扶養] タブで入力した情報を「同一生計配偶者」欄に表示します。

- 1-1.所得税申告書
  - (3)画面イメージ

#### 入力検証



- [医療費控除] タブまたは [セルフメディケーション] タブで、 補てんされる金額が支払った金額を超えて入力されている場合に表示されるエラーメッセージ内の 「補填される金額」を「補てんされる金額」に文言変更します。
  - ※「判定チェック」ダイアログも同様

1-1.所得税申告書

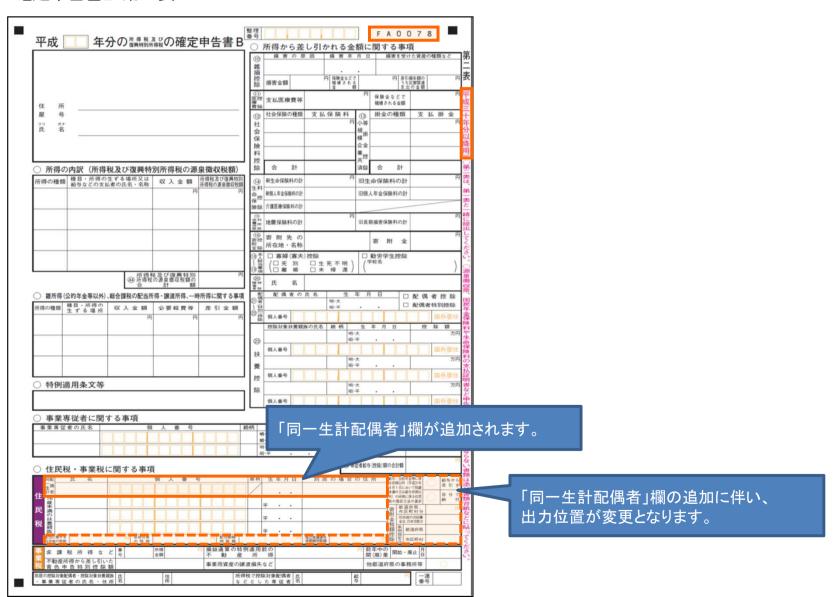
(4)帳票イメージ

#### 確定申告書B 第一表



- 1-1.所得税申告書
  - (4)帳票イメージ

#### 確定申告書B 第二表



1-1.所得税申告書

(4)帳票イメージ





1-1.所得税申告書

(4)帳票イメージ

### セルフメディケーション税制の明細書



### 1-2.電子申告

(1) 様式変更

#### ①申告書等送信票(兼送付書)

- 『電子申告』>『データ作成・送信』>『送付書印刷』において、「生命保険料・地震保険料等の支払額を証する書類」、「寄附金(政党等寄附金特別)控除関係書類」の「電子」欄にチェックボックスが追加されます。
- ※ 添付ファイル(添付書類)取込機能はありませんので、欄のみの追加になります。
- ※ 『電子申告』>『データ作成・送信』>『送信票入力』>『添付書類タブ』のチェックボックスは無効のままになります。(過年度と同じ)

Г	Y / / / + Y / + Y / A		提出区分						
L	送信	(送付)書類名	電子	提出省略	イメージ	郵送等			
_									
添付書類等	源泉徴収票等	給与所得・公的年金等の雑所得・退職所得に係る源泉徴収票							
	株式譲渡所得関係書類	特定□座年間取引報告書							
	医療費控除関係書類 医療費務金の明細書 セルフメディケーション税制の明細書 医療費商品		D						
		医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書等							
		セルフメディケーション税制に係る一定の取組を行ったことを明らかにする書類							
	社会保険料控除関係書類	社会保険料の支払額を証する書類							
	小規模企業共済等掛金控除関係書類	小規模企業共済等掛金の支払額を証する書類							
	生命(地震)保険料控除関係書類	生命保険料・地震保険料等の支払額を証する書類							
	寄附金(致党等寄附金特別)控除関係書類	寄附金の受領証等、寄附金(政党等寄附金特別)控除に関する書類							
	(特定增改築等)住宅借入金等特別控除關係書類	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する書類等							
	譲渡所得関係書類	不動産登記簿謄本(抄本)・登記事項証明書							
	特例適用のための証明書等								

### 1-2.電子申告

# (2)メッセージボックスセキュリティ強化

平成31年1月4日より、メッセージボックスから個人のメッセージ詳細を閲覧するには、原則「電子証明書(日税連電子証明書、マイナンバーカード等)」が必要になります。これに伴い下記の改良を行います。

#### ①メッセージー覧の変更

• 『電子申告』>『メッセージボックス』のメッセージ一覧において、メッセージ詳細が閲覧制限がかかった状態であることを表す「制限」カラムを追加します。また、閲覧制限がかかったメッセージは、削除や詳細表示できません。

【閲覧制限のかかるメッセージ】

お知らせ、受信通知(正常)

【閲覧制限のかからないメッセージ】

受信通知(エラー)、源泉所得税及復興特別所得税の納付手続、納付情報発行依頼、納付区分番号通知、納税証明書の交付請求

- 閲覧制限がかかっている場合、メッセージー覧の「氏名又は名称」欄は\*表示されます。
- 個人納税者に係る「申告のお知らせ」の転送設定および税理士による委任関係の承認はe-Tax のホームページにて行います。

#### http://www.e-tax.nta.go.jp/

#### 各種登録・変更

#### からいます。 かられる。 かられる。

受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。

▶ メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録 メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信を ご希望される方は、ご利用ください。

#### ▶ 納税用確認番号、納税用力ナ氏名・名称の登録・変更 納税用確認番号等は、納税手続を行う際の暗証番号等とし て使うものです。

#### 秘密の質問と答えの登録・変更

秘密の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認 として使うものです。

#### 委任関係の登録

税理士による申告のお知らせ等の閲覧を許可するために、 委任関係の登録を行うことができます。

#### ◆ 委任関係の確認・解除

登録済みの税理士の確認・委任関係の解除を行うことができます。

- 1-2.電子申告
  - (2)メッセージボックスセキュリティ強化

### ②閲覧申請機能の追加

『電子申告』>『メッセージボックス』のメッセージー覧で接続ボタンクリックし、ログイン画面に続いて、閲覧申請画面(電子証明書による認証画面)を追加します。



(参考) 閲覧申請画面イメージ

閲覧申請しない事も可能ですが、その場合は、閲覧制限がかかった状態のメッセージが表示されます。

1-2.電子申告 (3)その他

#### ①電子署名時の選択肢から住基カードを削除

住基カードの電子証明書の新規発行及び更新手続きは、平成27年12月22日をもって終了しています。住基カードの電子証明書の有効期間は発行日から3年間なので、平成30年12月21日をもって全て期限切れとなりました。これに伴い、電子署名時の電子証明書のプルダウンリストから「公的個人認証(住基カード)」を削除いたします。

#### ②納付手続き手順の変更

今までは申告データ送信後にメッセージボックスに格納される受信通知からインターネットバンキング等の納付手続きが行えましたが、平成31年1月以後は、新たに電子証明書による認証が不要な「納付区分番号通知(納付情報登録依頼)」がメッセージボックスに格納されるようになります。

インターネットバンキング等の手続きは、受信通知ではなく「納付区分番号通知」から行います。

# 2.注意事項

### ①所得税申告書

- ・平成30年度税制改正版適用前に、平成30年分の所得税申告書を入力完了している場合は、 平成30年度の事業者データを選択したときに、所得税申告書の入力完了が自動で解除されます。 なお、個人決算書の入力完了は解除されません。
- ・平成30年度税制改正版適用後、平成30年度の所得税申告書を起動することで、 平成30年分の所得税計算が自動的に実行されます。申告書の内容を確認してください。